

[3] 林業生産活動を活発化するため、地域の状況に応じ市町村の協力の下に、森林組合等が中心となって関係者の連携を強化し、森林の造成・管理から木材の生産、流通・加工までを有機的に関連づけ、地域林業の振興を図る。また、林業・林産業を中心に、農畜産業等の地域の資源を生かした産業の振興、生活環境の整備により、山村の振興に努める。

[4] 国有林野事業については、今後さらに要員の規模の縮減、配置の適正化、作業の効率化、組織機構の簡素合理化等を通じて、健全な経営の確立に努めることを基本とし、適正な施業によって森林資源の整備を図り、木材の安定供給、森林の公益的機能の発揮等国有林野の果たしている役割を十全に発揮するよう努める。

#### 6) 農用地、森林等の国土・環境保全等の機能の高度な発揮

農用地、森林等緑資源の有する国土保全、資源の培養、環境の保全等の機能の高度な発揮を図るため、広く国民のコンセンサスを得る努力を重ねつつ、農用地、森林等緑資源の確保とその適正な管理に努めるとともに、環境保全機能を積極的に維持増進するための生産技術の開発、生産基盤の整備等を推進する。

特に森林については、今後の水需要の増加、国土の保全、緑に対する国民のニーズの高まり等に対応して、公益的機能の高度な発揮が求められることから、森林資源の確保整備を図るとともに、治山事業の計画的実施、保安林の確保整備等に努める。また、分収林制度等により、森林資源造成に対する国民的な理解と協力を得るよう努める。

## 4 資源・エネルギー対策の推進

### (1) 施策の基本方向

2度の石油危機以降、先進諸国において石油代替エネルギー、省エネルギー対策が推進された結果、世界的な景気の低迷と相まって、最近の世界のエネルギー需給は緩和基調で推移してきており、1983年3月には、OPECは初めて基準原油価格の引下げを行った。

我が国においても、石油代替エネルギーの開発・導入の推進、省エネルギーの推進、石油の安定供給の確保等のエネルギー対策がこれまで順調に進展しており、世界景気の動向にもよるが、エネルギー需給が急激に逼迫する可能性は当面小さいと考えられる。しかしながら、基本的には、石油需給については流動的な中東情勢等

不確定要因も多いため、今後とも石油の安定供給確保を図りつつ、石油代替エネルギーの開発導入等エネルギー供給の多様化を進め、エネルギーの安定供給の確保を図る。この際、経済性、セキュリティ、需要者側のニーズ、導入のためのリードタイム等総合的に判断し、バランスのとれた最適ミックスを目指す。また、省エネルギーを一層推進するとともに、長期的な観点から新エネルギーの開発の着実な推進に努める。

非エネルギー鉱物資源については、我が国の産業・生活資材として広範な分野に利用されており、我が国経済の発展のため、今後ともその安定的確保に努める。

また、これらの物資の海上輸送の安定的確保に努める。

## (2) 具体的施策

### 1) 在来型エネルギーの最適ミックス

今後、当分の間のエネルギー供給を考えた場合、その相当部分は石油、石炭等の在来型エネルギーに頼ることは明らかである。このためエネルギー価格が産業活動に多大な影響を与えていること等に留意しつつ、在来型エネルギーについて需給両面を十分考慮の上、バランスのとれた最適ミックスを目指す。

#### a 石油

石油代替エネルギーの開発・導入により石油依存度の低下が見込まれるものの、我が国は今後とも、エネルギーの相当部分を依然石油に依存することになると思われる。このため、産油国との関係強化、自主開発の推進、石油備蓄の推進等の努力を続けるほか、石油安定供給の担い手である石油産業の構造改善を図る等所要の対策を推進し、今後とも石油の安定供給の確保を図る。

#### b 原子力

原子力は、自主的な核燃料サイクルの確立と相まって、供給の安定性が高く、経済性に優れた準国産エネルギーとして位置づけられており、電力供給の中核的役割を担うものとして、その開発を推進する必要がある。このため、原子力発電については、安全性の確保を前提としつつ信頼性の向上等を図るため、軽水炉の改良標準化等軽水炉技術の一層の定着化を推進するとともに、ウラン資源の有効利用を図るため新型動力炉の研究開発を進める。さらに、国際的見地から核不拡散体制の確立に貢献するとともに、ウラン資源の確保、ウラ

ン濃縮，核燃料加工，使用済燃料の再処理，放射性廃棄物の処理・処分など各部門の整合性のとれた整備，いわゆる核燃料サイクルの確立に努める。

c 石炭

石炭の可採埋蔵量は低品位炭も含めると石油の約4倍もあること，輸入炭についてその産地が先進国に多いことなどから，長期的に安定した供給が期待でき，今後とも環境保全，経済性に留意しつつその利用拡大を図っていく必要がある。このため，炭鉱の開発，導入基盤の整備等を図り，安定供給確保体制の確立に努めるとともに，新たな燃焼・利用・輸送技術，石炭灰の有効利用技術等の研究開発を推進する。

d LNG

LNGについては，我が国の場合，長期契約の下に主として太平洋圏各国から輸入しており，安定的な供給を見込むことができる。需要の変動に対する供給の弾力性，価格等に留意しつつ，導入基盤の整備等を図ることにより，今後ともクリーンなエネルギーとしてLNGの利用の拡大を図っていく。さらに，将来の方向としては，熱・電併給システムの技術開発等により，その最適利用について検討していく。

e 水力及び地熱

我が国のエネルギーの安定的供給及び国土総合開発の観点から，再生可能な純国産エネルギーとして，水力及び地熱の利用を進めていく必要がある。このため，未開発地点，再開発地点の開発，調査を促進するとともに，環境保全，経済性，水資源開発との整合性も配慮した開発指針の確立を図る。

2) 新エネルギーの技術開発とローカルエネルギーの活用

エネルギー開発に長期のリードタイムを要することを考えれば，将来におけるエネルギーの安定確保にとって必要な新エネルギー，高速増殖炉等新型動力炉，核融合炉等の技術開発についても着実に進めておくことが必要である。これらの技術開発については巨額の資金，多大のリスク等を伴うため開発の各段階において十分評価を行い，官民の有機的連携の下に効率的かつ重点的に推進する。

また，ローカルエネルギーについても，供給量としては小さいものの，クリ

ーな国産エネルギーとしての期待が大きく地域社会を中心にエネルギーの需要と供給が密接に結びついた小規模・分散型エネルギーとしての特色を生かし、在来型エネルギーの供給を補完していく必要がある。今後、それらの開発の組織体制の整備、試験研究、技術開発等に積極的に取り組むとともに、開発された成果は、発展途上国に対する協力事業としても活用していく。

### 3) 省エネルギーの推進

エネルギー供給面での最適化を図ると同時に、民生、運輸、産業の需要面においてもその効率的使用を行うことが極めて重要である。省エネルギーの推進は民間の創意と活力に期待するところが少なくないが、政府としてもこれを促進するため、適切な政策的誘導を図るとともに、将来の省エネルギー対策の基盤となる技術革新が円滑に進むよう技術開発を進める。

### 4) エネルギー関連施設の立地の円滑化

原子力発電所、再処理工場等核燃料サイクル関連施設、コールセンター等各種エネルギー関連施設の立地を進めるに当たっては、地域開発の一環として促え、地域経済社会との調和を図りつつ進める。また、地域住民の理解を得るとともに地域住民の福祉の向上、安全・環境保全対策を推進する。

### 5) エネルギー政策の国際的展開

エネルギー問題は世界的な広がりを持っており、その解決に当たっては各国の協調、協力が不可欠である。今後とも、世界経済の安定的発展と経済社会の安全の確保の観点から、サミット、IEA等を通じ省エネルギー、石油代替エネルギーの開発、セキュリティ対策等についての協力を図っていく。さらに、経済性を勘案しつつ、安定的供給源の多角化を図るとともに、非産油発展途上国をはじめエネルギー技術を必要とする国に対する協力、また需要低迷による深刻な財政悪化に苦しむ資源産出国との協力等を積極的に行う。

### 6) 資金の確保

今後のエネルギー対策の推進のためには、巨額の資金が必要であるが、その資金の確保に当たっては、まず民間資金を一層活用することが重要であり、そのコストも極力市場原理に基づいて、国民経済全体で適正に負担される必要がある。しかしながら、エネルギー対策については、リスク、収益性、リードタイム等か

ら民間のみでは対応が困難な分野が多く、政府としても所要資金の確保を図る必要があり、その方法については、安定的な財源確保の見地から受益者負担の観点を含め検討を行う。

#### 7) 非エネルギー鉱物資源の安定確保

非エネルギー鉱物資源は、その大宗を輸入に依存しており、また特定の国に偏在し、特に希少金属については資源保有国の政治経済情勢は不安定である場合も多く、その供給に不安定性が顕在化する可能性もあるため、今後の安定確保に努める必要がある。

このため、今後とも資源保有国との友好関係の維持・強化を図りつつ、国内資源の有効活用に努めるとともに、内外における資源開発等を積極的に進める。このうち基礎素材産業や先端産業に不可欠な希少金属については、各金属の実情に配慮しつつ、備蓄の推進等による供給の安定化に努める。

### 5 地域経済の振興

#### (1) 施策の基本方向

地域間所得格差は昭和40年代後半以降大きく縮小したが、地方経済は財政への依存度が高い等なお経済基盤が脆弱であり、近年の財政制約の強まりや産業構造の変化の中で地域経済の行性が強まり、地域格差も最近再び拡大のきざしがみられる。また、地方圏の雇用動向をみると、定着しつつある高学歴の若年層が能力を高度に発揮できる雇用機会が不十分である等の問題がある。

このような状況に対処して、地域経済の自立的発展と雇用機会の充実を図るため、ソフト化等経済構造の変化、地域経済圏の広域化等に対応しつつ、地域経済対策を進める。その推進に当たっては、地域の創造的努力を軸にすえ、行政の適切な関与により地域のコンセンサスづくりを行いつつ、若年層等の事業意欲の喚起、企業、農業者等各主体の有機的連携等を通じて、地域全体の生産能力を効果的に結集していく必要がある。また、国際化に対応して、各地域が直接、外国との経済的交流を深めていく必要がある。

#### (2) 具体的施策

##### 1) 先端産業の地方分散の促進等

産業構造の知識集約化と技術革新の進展に対応して、先端技術を中核とした地

域経済の振興を図る。このため、各種の政策的誘導措置の実施と併せて、高速交通及び情報通信ネットワークの地方への展開、地域の研究開発機能の充実、研究者、技術者等の定住を可能にする良質な居住環境の形成等立地基盤の整備により、先端産業の地方分散を促進する。また、技術革新の成果を地域産業の活性化に結びつけるため、地域中小企業への先端技術の導入、ベンチャー・ビジネスの育成等を促進する。これらの施策を効果的に促進するため、技術開発・技術伝播の拠点づくり（テクノポリス構想）を進める。地域に存在する技術シーズを育成するため産官学一体となって技術開発を進めるほか、地域の社会・経済的ニーズに適合した地域技術の研究を進める。

誘致企業と地域中小企業等との連携強化を図りつつ、引き続き工業再配置計画等に基づき、外資系企業等を含む工業の地方展開を促進する。この場合、人材、技術といったソフトな立地基盤の重視等企業の立地条件の変化に対応した受け入れ体制の充実を図る。なお、大規模工業基地については、長期的視点に立ち、経済社会情勢の推移を踏まえ必要に応じて点検を行い、条件の整備に対応しつつ進める。

## 2) 多面的な地域産業の振興

地域の人材、資源等を活用しつつ、個性ある商品・サービスを供給する産業の振興を多面的に進める。このため、地場産業について、地域間業種間の交流を強化しつつ、技術力の向上、個性ある製品の開発、販路開拓等の振興策を地域ぐるみで進める。また、農山漁村地域等においては、経済の活性化と雇用の拡大を図るため、農林水産業の生産性向上を図るとともに、地元農林水産物等を活用した地域資源活用型産業の育成に努める。

今後、サービス経済化の進展に伴い、雇用吸収等の面でサービス産業の地域経済における重要性が高まるとみられるため、魅力ある商店街づくり、多様な都市型サービス業の育成、情報関連産業の地方立地の促進、社会的サービスにおける民間活動分野の拡大、観光・レジャー産業の振興等により、地方圏におけるサービス産業の振興を図る。また、建設業について、技術・経営基盤の強化、地域づくりへの積極的関与による需要創出型への転換を図る。

## 3) 雇用基盤の整備

地域における安定した発展性のある雇用機会の確保を図るため、地域レベルでの産業政策、雇用政策等諸政策の連携を図りつつ、地域の特性に応じた雇用開発を促進するとともに、産業構造の変化に即応した能力開発体制の整備、地域労働市場の広域化、高齢化、女性の社会進出に対応した雇用情報の整備充実等雇用基盤の整備を進める。

#### 4) 経済的停滞地域の活性化等

構造的不況に陥っている産業等への依存により経済的停滞に陥っている地域については、これらの産業の活性化及び域内中小企業の安定化と併せて、成長産業の立地誘導、技術集積を活かした新分野の開拓等を進める。

山村、過疎地域、離島等については、広域的な経済圏の中での域内連関の強化、制約条件改善のための基盤整備等を図りつつ、地域の特性を活かした産業の振興を進める。

大都市においては、経済的停滞が懸念されている地区について、再開発等により機能の円滑な転換を図るとともに、既存中小企業の高度化、近代化等により経済的停滞の発生の防止を図る。

### [5] 国民生活の安定と向上

#### 1 社会保障の整備・改革

##### (1) 施策の基本方向

社会保障の役割は、国民がどのライフステージにおいても不安なく生活設計を立て得るような基礎的条件を整備することにある。我が国の社会保障は、昭和36年に国民皆保険、国民皆年金が実現して以後、昭和40年代に大幅な改善が図られてきた結果、欧米諸国と比較してほぼ遜色のない水準に達している。この結果、社会保障は、国民にとって生活の大きな安心要因であるとともに、公的年金が高齢者にとって生活の支えの中心となっているなど、国民生活の中に広く定着してきている。

今後、人口の高齢化が急速に進むとともに、家族規模の縮小化の傾向が続き家族間の相互扶助機能の低下も懸念されることから、高齢者の所得の保障、健康の確保等をはじめとして社会保障への期待は一層高まっていくと考えられる。一方、2次にわたる石油危機を経て我が国の経済成長率が低下し、財政も厳しい状況にある

等、社会保障を取り巻く環境は厳しく、先行きについての不透明感がある。こうした時期にこそ社会保障の基盤を固め、国民の不安感を払拭することが肝要である。

経済社会の活力を維持しつつ社会保障に課せられた役割を的確に果たしていくためには、今後、次のような原則を基本に社会保障の整備・改革を進めていく必要がある。

- ① 緊要度の高い施策について重点的に整備するとともに、施策の効率化を進める。
- ② 社会的公正を確保する見地から、制度間の不均衡の是正を図る。
- ③ 世代間の公平や受益と能力を考慮した合理的な負担に関し国民の理解と合意を得つつ、給付と負担の適正化を図る。

また、人々のライフサイクルに応じて総合的視点から、雇用政策、住宅政策等、国民生活に係る他の各種施策と社会保障との有機的連携を図っていく必要がある。特に、高齢者のための多様な就業の場の確保、家族の多様な居住形態に対応したきめ細かい住宅政策、個人の財産形成の促進等を通じた事前的・予防的対応が重要である。

なお、国際化の進展に対応し、保健・医療協力その他社会保障の分野において国際社会への貢献を図る。

## (2) 具体的施策

このような原則に立って、年金、保健・医療、社会福祉の各部門において、次のような施策を推進するものとする。

### 1) 年金部門

公的年金は、国民の老後の生活設計の基盤となる所得を保障し、国民生活の安定に寄与するという重要な役割を担っている。しかし、今後、高齢化の進展や制度の成熟化に伴い、現行制度のまま推移すると、多くの問題を顕在化させることとなるため、高齢社会の到来に備え、長期的に安定した制度の確立を図る必要がある。

このため、制度全般のあり方について見直しを行い、計画的に改革を進める。当面、国民年金、厚生年金及び船員保険の関係整理を図り、さらにこれと共済年金との関係整理を図った上、これらを踏まえ、給付面の統一化に合わせて負担面

の制度間調整を進め、昭和70年を目途に制度全体の一元化を完了させるという方向に沿って検討を進める。給付と負担の関係については、その適正化を図るものとし、特に給付水準については加入期間の長期化に伴って高まる年金額の構造的水準を現役世代の生活水準とのバランスや負担の限界を考慮して適切な水準に設定する。被用者年金の支給開始年齢の引上げについては、今後、高齢者の生活設計全体の観点からその必要に応じた雇用の確保などの条件の整備状況等を踏まえ総合的な検討を進めていく。婦人の年金保障についての検討を進め、その確立を図る必要がある。

## 2) 保健・医療部門

人口の高齢化、疾病構造の変化、医学医術の進歩等、保健・医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、国民の保健・医療需要が増大し、多様化していることから、今後は、重点化、効率化を図りつつ、これらの変化に対応した国民に必要な保健・医療サービスの確保を図っていくことが基本的に重要である。

このため、老人保健事業の計画的推進を図るなどライフサイクルを通じた国民の健康づくりを積極的に推進するとともに、予防、リハビリテーションを含めた一貫性のある保健・医療サービスの供給システムを整備する。現在死因の第1位を占めているがんについては、その本態解明に向けて積極的にがん研究を推進するとともに、その成果により予防、診断及び治療の向上を図る。国民所得の伸びを上回って増加している医療費が国民経済に過大な負担とならないよう、需要面、供給面にわたる医療費の適正化対策を講ずることにより、その伸びを適正な範囲にとどめる。医療保険制度については、制度体系の統合的なあり方について検討を進める必要があるが、特に、給付と負担の適正化を図るとともに、財政基盤の弱い日雇労働者健康保険制度や国民健康保険制度の改革、退職者医療制度の検討等を進める。

## 3) 社会福祉部門

国民の福祉需要が出生数の減少、人口の高齢化、世帯構造の変化等に伴い増大し、多様化しつつあることから、これに十分即応しうるよう在宅福祉を基本とした地域福祉の基盤づくりを進める。

このため、高齢者、障害者もできる限り社会の一員として生活し行動できるよ

うノーマライゼーションの方向を地域住民の積極的な参加，協力の下に進める。ホームヘルプサービスの充実，デイサービスやショートステイサービスの活用等により，家庭がその機能を十分果たしうるよう側面支援するとともに，在宅で生活が困難な場合に備え，施設の重点的整備を進める。これら施策を推進するに当たっては，保健・医療等の関連施策との有機的連携に配慮するとともに，福祉サービスの対象者が低所得層から一般国民へと拡大していることにかんがみ，受益者は受益と能力に応じて適正な費用負担をするという考え方を確立する。

なお，高度かつ多様な福祉需要に対し，民間の創意と工夫を生かして効率的かつきめ細かく対応するため，有料老人ホームなど市場機構を通じて提供されるサービスや有償サービスの活用を図る。

## 2 豊かな教育・学術・文化基盤の形成

### (1) 施策の基本方向

我が国における学校教育は，戦後，量と質の両面の整備充実が進み，高等学校，大学等への進学率の目覚ましい上昇が示すとおり，急速な経済社会の変化に対応した展開を示し，我が国経済社会の発展，国民生活の安定と向上にも多大の寄与を果たしてきた。今日，一面において，青少年非行，過度の受験競争，青少年の精神面の脆弱性といった問題点も指摘されており，経済社会の成熟化の中で，教育の場における自由と規律，画一性と多様性，平等原理と競争原理，個人主義と社会的協調性等の新たな調和が求められていることを示している。

また，広く眺めると，人口の高齢化，女性の社会進出，産業・就業構造の変化，情報化，国際化の進展といった多面的な経済社会環境の変化が進展してきている。こうした新たな経済社会の変化に対応して，教育・学術・文化の面において，心の豊かさや，新たな創造力を生み出していく基盤の形成が求められている。

国民のライフステージが多様化，長期化していることから，様々な学習やスポーツ，文化活動を通じて豊かな自己実現を図るというニーズが高まっており，学校，家庭，地域社会，企業等で教育・学習機会の充実・多様化が求められている。また，国際化の進展に伴って，大学や研究機関等における国際交流の促進等も重要な課題となっている。さらに，長期的な経済社会の活力の基盤となる学術研究の振興とともに，精神的，質的に豊かでゆとりのある国民生活の創造を図る文化・スポー

ツ、各種地域活動の振興が求められている。

## (2) 具体的施策

### 1) 初等中等教育

初等中等教育においては、幼児教育、小・中・高等学校教育及び特殊教育を通じて、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かで創造力に富む国民の育成、ゆとりのある充実した学校生活の実現、基礎的・基本的事項の確実な習得等の観点に立って、施策の充実を図る。

特に、子供に充実感や成就感を与えうるような教育を実現するため、選択履修や課外活動の重視など、教育内容・方法の改善を一層積極的に進めるとともに、個人の能力・適性に応じた多様な教育のあり方や入学者選抜制度の改善・改革等を検討する。

さらに、教員養成制度の改善・改革等、教員の資質向上に資する施策の推進や、教職員定数の改善等、教育諸条件の改善に努めるとともに、地域的な就学人口の動向を踏まえつつ学校施設の整備を進めていく。

### 2) 高等教育

高等教育においては、社会や国民各層の多様な要請に応えるため、国公立を通じた総合的な観点に立って、中等教育後の教育機関の特色を生かした充実と多様化、高等教育の構造の柔軟化を促進する方向が重要である。

このため、大学の質的充実、放送大学の整備、短期大学の多様化、高等専門学校及び専修学校の振興等を図るとともに、大学制度の弾力化、生涯教育の観点からの高等教育の活用、入学者選抜方法の工夫・改善、単位互換等の大学間交流の促進、育英奨学制度の改善・改革等を図っていく。

また、産業の知識集約化や技術革新に対応することができる創造性や総合性に富む人材の育成の要請に、高等教育機関が適切に応えていくことが必要である。特に大学院については、優れた教育研究者の養成や高度の専門性を備えた職業人の養成に努める必要がある。

### 3) 学術

我が国経済社会の発展の基盤となる学術研究の重要性にかんがみ、基礎研究とりわけ独創的、先駆的な学術研究の振興を図る。その際、新エネルギー、材料、

地震・火山噴火予知，がん等の難病対策など，学術研究活動自体の内在的要請の強い分野や国民生活に深くかかわる重要な課題について重点的に推進していく。

#### 4) 社会教育，体育・スポーツ，文化

生活水準の上昇，高学歴化に伴う学習意欲の向上，心身の健康への関心，文化志向の高まりがみられる中で，生涯教育・生涯学習を推進する観点から，民間活力の活用を踏まえつつ，地域社会における社会教育施設，体育・スポーツ施設，文化施設の整備など，地域における社会教育，スポーツ，文化，芸術活動等のための多様な場の確保を図り，その利用の活性化を推進するとともに，情報提供等を通じ，これら施設等を拠点とする各種活動の推進を図ることが必要である。

社会教育においては，家庭教育に関する学習活動や婦人・青少年の社会参加を促進する活動機会の充実，高齢者の教育・人材活用等に努める。

また，優れた文化に接する機会の拡大や，自ら積極的に文化の創造・継承に参加していける文化環境の醸成，良き伝統文化の継承のための文化財保護施策の推進を図る。

#### 5) 国際社会への協調と貢献

我が国の教育・学術・文化の発展向上と国際社会への積極的貢献が望まれるところから，国際性豊かな人材の育成のための教育を推進するとともに，留学生・教員・研究者の交流の拡充及び国際共同研究への積極的な取り組み，国連大学・ユネスコ等の国際機関への協力など，教育・学術・文化の分野における国際交流・協力を一層促進していくことが必要である。また，近年における海外在留日本人子女数の増加にかんがみ，海外子女教育及び帰国子女教育の一層の推進を図る。

### 3 消費生活の充実

#### (1) 施策の基本方向

消費生活の充実には，着実な所得の増加と安定した物価の下で，どのライフステージにおいても安定的な消費が進められること，そうした中でニーズに合致した商品・サービスが安心して確保されることが重要である。

このため，適度な成長の維持や物価の安定など経済全般にわたる施策を進めるほ

か、実際の消費行動の場において、消費者の利益を擁護・増進するため、消費の環境や内容の変化に適切かつ積極的に対応した消費者政策を推進する。

すなわち、消費の環境や内容の多様化、複雑化に対応して、商品・サービスの安全と適正な選択の確保に努める。また、近年、新たな問題が多く生じている消費者取引についてもその適正化に努める。さらに、消費者意向の反映など消費者志向体制の強化に努めるとともに、適切な情報の提供ときめの細かい消費者教育を実施する。

なお、国際化の進展は、選択の幅の拡大等により消費者利益の増進にも資するものであることから、消費者安全と適正な選択の確保等を踏まえつつ、これに対応した施策を進める。

こうした施策の実施の際には国、地方及び民間の連携をより一層保ちつつ、総合的、効率的にこれを進める。

## (2) 具体的施策

### 1) 消費者安全と適正な選択の確保

安全の確保は消費者にとって最も基本的かつ重要な事項であるが、今後は技術革新の一層の進展や消費の内容の変化が予想されることから、これに対応して安全を確保していくことが重要となる。このため、基準の新設や見直しの継続、危害情報等の収集・提供システムの一層の充実を図る。

また、商品・サービスの多様化、複雑化等に対応して合理的な選択を確保していくため、公正かつ自由な競争の確保、規格・表示の一層の適正化に加えて情報の充実等を進める。

### 2) 消費者取引の適正化

消費者信用取引の普及、事業者による勧誘活動の活発化等、消費者取引が多様化、複雑化しており、取引に係るトラブルが増加する傾向にあるため、消費者取引の適正化に努める。

割賦販売、消費者金融等の消費者信用取引については、トラブルの未然防止のため、適切な情報の提供、消費者啓発等に努めるとともに、金利等の契約の内容、個人信用情報等の側面で消費者の利益が不当に損なわれることのないよう、法制面の整備とその厳正な運用等に努める。